

# 犬のふんの放置防止などに関する

## 条例を施行します

道路や公園などに空き缶やたばこの吸い殻などのごみが捨てられたり、犬のふんが放置され、まちの美観が損なわれていきます。

加東市では、清潔で美しいまちづくりをより一層進めるため、加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例を平成二十年一月一日から施行します。

この条例は、加東市全域でポイ捨てによるごみの散乱と犬のふんの放置を防止するもので、市、市民のみならず、事業者、飼い主の責務のほか、違反者に対する過料を規定しています。

しかし、これらの行為は、過料を盛り込んだ条例ができたからといって無くなるわけではありません。快適な生活環境を保つためには、一人ひとりが条例の趣旨を理解していただき、マナーとルールを守っていただく必要があります。

条例の主な内容は、次のとおりです。

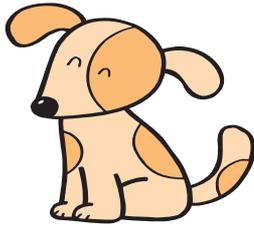
ポイ捨てはやめましょう  
ポイ捨ては、まちの美観を損



うだけでなく、不衛生で、さらに吸い殻の場合は火災の原因になることもあります。外出時のごみは持ち帰るようにしましょう。

外出時の喫煙は、設置された吸い殻入れを利用するか、携帯用吸い殻入れを持参するなどして吸い殻の後始末に心がけましょう。

犬のふんは飼い主が後始末をま放置しておくこと、不衛生な上に、他人に迷惑をかけた不快な思いをさせたりします。犬を散歩させるときは、次のことを守ってください。



網や鎖などでつなぎ、犬を制御できるようにしましょう。ふんを回収し、持ち帰るための用具を携帯しましょう。飼いが、他人の土地や道路・公園・広場などの公共の場所ではふんをしたときは、飼い主はふんを持ち帰りましょう。



自動販売機には回収容器の設置を

自動販売機により飲料を販売している事業者は、専用の回収容器を設置し、空き缶などの回収や清掃などの適正な管理をしましょう。

ポイ捨てによるごみの散乱防止について、消費者に対し啓発に努めましょう。

ポイ捨てしたり、犬のふんを放置した場合は、二万円以下の過料が科せられます。

問い合わせ  
市民生活部生活課

48・3528  
(滝野庁舎)

### 加東市立幼稚園入園児を募集

平成二十年四月入園の園児を次の要領で募集します。

**対象**  
加東市内に在住し、入園の翌年度または翌々年度に小学校に入学する幼児  
園児を募集する幼稚園  
社幼稚園  
加東市社一六三〇番地  
四二 五八〇〇  
福田幼稚園  
加東市東実二一〇番地  
四二 八七〇一  
募集人員  
四歳児：七十名  
(社幼稚園三十五名、  
福田幼稚園三十五名)  
五歳児：四十九名  
(社幼稚園三十名、  
福田幼稚園十九名)  
出願手続き  
加東市教育委員会(滝野庁舎)に備え付けの「入園願書」により、十一月十三日火から二十二日木の間、加東市教育委員会学校教育課にお申し込みください。

**場所** 社多目的研修館 二階 研修室  
出願者が募集人員を上回ったときは、当日抽選を行います。  
幼稚園オープン(見学会)日頃の幼稚園の保育の様子を自由に見学していただける「幼稚園オープン」を次の日程で実施します。  
社幼稚園  
十一月十三日火から十六日金・十九日月  
福田幼稚園  
十一月十三日火から十七日土  
保育時間と必要経費  
保育日  
原則、月曜日から金曜日  
保育時間  
九時〇〇分～十四時三〇分  
入園料  
六、〇〇〇円  
保育料(月額)  
五、〇〇〇円  
その他、給食費、教材費などが必要です。

問い合わせ  
教育委員会学校教育課  
(滝野庁舎)  
48・3531

